

ZENBUTSU

全仏



No.
506

仏暦2548年 3月
[2005年]



CONTENTS

報告 ————— 理事会、評議員会開催

新年懇親会

世界仏教徒連盟(WFB)本部でスマトラ沖地震津波犠牲者への追悼法要厳修

WFB 世界仏教徒会議日本大会開催に向けて準備始まる

公益法人制度改革の骨子固まる一危惧される宗教法人への影響一

スマトラ沖地震津波災害タイ南部パンガー県現地視察報告

事務総局録事



財団法人 全日本仏教会

Japan Buddhist Federation

世界仏教徒連盟(WFB)日本センター
Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

評議員会・理事会開催

本会の評議員会・理事会が、一月二十六日午後一時から、東京・赤坂プリンスホテルを会場に開催された。

初めに「仏教徒の歌」斉唱。続いて里見達人理事長を導師に、三帰依文を唱和。次に、昨年の幾多の災害で亡くなられた犠牲者へ黙祷。

評議員会

本会寄付行為に基づき、田中利典師（金峯山修験本宗）を評議員会議長に選出した後、議事録署名人に大谷義博（真宗仏光寺派）、三浦章爾（愛媛県仏教会）の両師を選出し議事に入った。

●議案第一号 理事の変更について承認を求める件

田中議長より上程。

退任 河村松雄（曹洞宗）

壽山良知（高野山真言宗）

大塚恵章（真言宗豊山派）

安藤正晃（孝道教団）

新任 葦原正憲（曹洞宗）

服部融宣（高野山真言宗）

浅井侃雄（真言宗豊山派）

岡野正純（孝道教団）

原案可決

○協議事項第一号 平成十七年事業計画書（案）について意見を求める件。

○協議事項第二号 平成十七年度収支予算（案）について意見を求める件。

○協議事項第三号 平成十六年度収支補正予算（案）について意見を求める件。

議長より一括上程。櫻井英幸総務部長、宮川宏生財務部長が詳細に説明。原案通り賛同を得た。

○協議事項第四号（財）日本宗教連盟理事・監事・参議の任期満了に伴い、次期理事・監事・参議の選任について意見を求める件

議長より上程。里見達人（本会理事長）監事 小林正道（本会常務理事・留任）参議 石上智康（本会常務理事・留任）横山敏明（本会理事・留任）島田喜久（本会評議員・留任）長谷川正浩（顧問弁護士・留任）原案通り賛同を得た。

○協議事項第五号財団創立五〇周年（平成十九年）記念事業の概要について意見を求める件

議長より上程。櫻井総務部長が中止宣財団創立五〇周年記念事業準備委員

会委員長の提案書を代読。原案通り賛同を得た。

理事会

本会寄付行為に基づき、里見達人理事長を議長に、議事録署名人に桶屋良祐（念法真教）、加納博司（岐阜県仏教会）の両師を選出し議事に入った。

●議案第一号 常務理事変更について承認を求める件

里見議長より上程。

退任 壽山良知（高野山真言宗）

大塚恵章（真言宗豊山派）

新任 服部融宣（高野山真言宗）

浅井侃雄（真言宗豊山派）

原案可決。

●議案第二号 平成十七年事業計画書（案）について承認を求める件。

●議案第三号 平成十七年度収支予算（案）について承認を求める件。

●議案第四号 平成十六年度収支補正予算（案）について承認を求める件。

議長より一括上程。評議員会での原案賛同の意見を受け審議。原案可決。

●議案第五号（財）日本宗教連盟理事・監事・参議の任期満了に伴い、次期

理事・監事・参議の選任について承認を求める件

議長より上程。評議員会での原案賛同の意見を受け審議。原案可決。

●議案第六号財団創立五〇周年（平成十九年）記念事業の概要について承認を求める件

議長より上程。評議員会での原案賛同の意見を受け審議。原案可決。

○協議事項第一号 WFB世界仏教徒会議日本大会について〔評議員会協議事項第六号と同一事項の為一括協議〕

一島正真国際委員会副委員長、戸松義晴同委員会委員、壽山良光国際文化部長がWFBの現況と日本の仏教界への要望を説明した。理事・評議員からは概ね賛意が示され、開催に向けて準備を進めていくとの合意を得た。

○協議事項第二号 憲法改正論議について〔評議員会協議事項第七号と同一事項のため一括協議〕

櫻井総務部長より憲法改正についての論議が叫ばれており、各加盟団体においても研究乃至検討をいただきたいと提言を行った。

新年懇親会開催

昨年の新潟中越地震やスマトラ沖地震津波災害等への、救援金の贈呈式を行った。本会関係者はじめ、一昨年より本会が推薦した衆議院・参議院の国会議員等、総勢三百名が出席した。

評議員会・理事会終了後、同会場
で、恒例の新年懇親会を開催した。

はじめに「仏教徒の歌」を斉唱し、
続いて藤井日光会長（日蓮宗管長）
が急遽欠席のため岩間湛正常務理事
（日蓮宗事務総長）が会長の挨拶を
代読。次に里見達人理事長の挨拶の
後、災害救援金の贈呈を行った。

新潟県仏教会、仏教NGOネット
ワークや、スリランカ大使館、日本
赤十字社、国連難民高等弁務官事務
所（UNHCR）、国連世界食糧計
画（WFP）の各代表が壇上に登り、



右より安田暎胤副会長（法相宗管長）、五條順教副会長
（金峯山修験本宗管長）
小松玄澄副会長（長野県仏教会会長）、成田有恒副会長
（日本仏教教育協会名誉会長）
山本孝圓副会長（滋賀県仏教会会長）、里見達人理事長

里見理事長より目録が手渡された。

代表して、カルナティラカ・アムヌ
ガマ氏（スリランカ大使）より感謝
の意が述べられた。また、司会者よ
り、スマトラ沖地震津波災害のため
WFB（世界仏教徒連盟）本部へ救
援金を手渡した旨を報告。

引き続き、来賓の白柳誠一日本宗
教連盟理事が祝辞を述べ、山本孝圓
副会長（滋賀県仏教会会長）の発声
で乾杯、組坂繁之部落解放同盟中央
執行委員長の祝辞へと続いた。

また、本会推薦の国会議員を主と
し国会会期中にも拘わらず、自由民
主党より武部勤幹幹事長はじめ五十六



救援金を手渡す里見達人理事長
人、民主党より
岡田克也代表は
じめ三十一人、
加盟団体・関係
諸団体を含め約
三百名が出席し、
和やかな懇談が
催された。

報告事項（理事会・評議員会）

一、救援基金について

昨年の台風、集中豪雨、中越地震、
スマトラ沖地震等に対する本会の取り
組みと救援基金の収支について宮川財
務部長が説明。スマトラ沖地震現地視
察・追悼法要について壽山国際文化部
長が報告。（本誌八、四頁に掲載）
二、第三十九回全日本仏教徒会議滋賀
大会開催について

奈良慈徹社会部長より本年十一月十
六日・十七日滋賀県大津市にて本会と
滋賀県仏教会が主催し開催する旨を報
告した。山本孝圓滋賀県仏教会会長、
田中始更同副会長、前阪良憲同事務局
長が各加盟団体へ協力の依頼を行った。

三、改革推進委員会現況報告

櫻井総務部長より同委員会の進捗と
答申への取り組みを現況報告した。

四、適切な宗教教育実現のための教
育基本法第九条改正推進特別委員会報
告
杉谷義純同委員会委員長が委員会で
作成した文章を示し、現況報告を行っ
た。

五、ルンビニー園復興事業現況報告

松原功人ルンビニー委員会委員長が
考古学調査報告書と事業記録冊子の作
成など事業の終結に向けた取り組みを
報告。

六、公益法人制度改革について

七、宗教法人の情報開示について
右の六、七について櫻井総務部長よ
り本会が加盟する日本宗教連盟と協力
しつつ、研究・検討を行っていること報
告した。

八、事務総局各部報告

①宗教法人審議会委員

任期満了に伴い長谷川正浩本会顧問
弁護士、小林正道常務理事（浄土宗）
の再任を報告。

②『人権啓発講演会開催』

演題「人間らしさの力」

講師 大江健三郎氏（作家）

二月十日午後一時開場

大阪市真宗大谷派難波別院御堂会館

③『加盟団体顧問弁護士連絡会開催』

講師 石村耕治氏（白鴎大学教授）

長谷川正浩氏（本会顧問弁護士）

二月七日午後一時開会京都西本願寺

④『懇談朝食会開催』

（本会推薦の国会議員を対象として）

法話 本会副会長・増上寺貫首

成田有恒台下

二月十六日 キャピタル東急ホテル

二月二十三日 赤坂プリンスホテル

※本評議員会・理事会は監事・評議員
・各種委員会委員及び報道関係者の傍
聴が許可され、終了後記者会見が行わ
れた。

世界仏教徒連盟(WFB)本部で スマトラ沖地震津波犠牲者への追悼法要厳修

○本会「救援基金」より百万円を寄託

一月二十三日(日)午後一時半より、タイ・バンコクの世界仏教徒連盟(WFB)本部で、「インド洋沿岸津波犠牲者追悼法要」が営まれた。

法要にはWFB本部関係者、被害を受けた国々の大使をはじめ政府関係者、内外の救援団体の代表、WFB、WFBY(世界仏教青年会)、WBU(世界仏教徒大学)の地域センター代表、タイ国内の国連と関連団体の代表、マスコミ関係者など十六ヶ国より約三百名が参集した。本会からは、壽山良光国際文化部長が参列した。



犠牲者を追悼するタイ国内僧侶



ワナメッテイ WFB 会長(右)、ウイスマル同副会長(中央)、壽山国際文化部長(左)による洒水

広く犠牲者への哀悼の意をこめた挨拶を行った。次に壽山国際文化部長が本会としての哀悼のメッセージを日本語と英語で奉読。続いて今回WFBが開設した津波被災者救援基金に、参加者から義捐金の寄託がおこなわれた。本会からは既に百万円を同基金に寄託しており、目録をワナメッテイ会長に贈呈した。

次にタイ王国仏教界最長老のソムデジュ・パラ・アナサンバラ師の挨拶の後、法要が開始された。参列した僧侶の読経に続き、ワナメッテイ会長が、サンガに宗教的品物を備え、多くの犠牲者へ功德を回向するために聖水(洒)ける儀式(洒水)を行った。

続いてネパール人でタイ・ポーランピス寺のアニルマン・ダンマサキヨ師が「仏教徒はこの津波被害をどう考えるべきか」と題し、講演を行なった。

WFB 世界仏教徒会議

―日本大会開催に向けて準備始まる―

世界仏教徒連盟(WFB)は、世界の仏教徒が交流親善を図るとともに、仏陀の崇高な教義の普及と世界平和への貢献を目的に、一九五〇年(昭和二十五年)に設立されました。現在本部はタイ・バンコクに置かれ、世界の二四六地域センターが加盟しています。

日本からは本会が、我が国仏教界を代表して唯一加盟し、現在副会長と執行委員を務めています。設立以来原則として二〜三年に一度、最高の議決機関である世界仏教徒会議(WFB大会)が各国で開催されてきています。

日本では一九五二年(昭和二十七年)の第二回大会、及び一九七八年(昭和五十三年)の第十二回大会が開催されました。もとより本会はこの第二回大会を日本で開催するため組織されました。

しかし我が国では本年で二十七年の間、海外代表からしばしば日本開催を要望されてきましたが、本会はル

ンビニー園復興事業に専念したこともあり、回答を保留してきました。昨年十月二十九・三十日の両日、タイ・バンコクで開催されたWFB執行委員会においても、世界仏教徒会議日本開催への期待が本会に対して寄せられました。

そして昨年十一月十七日に開催された常務理事会において協議が行われ、WFB日本大会開催について資料を準備し、具体的な検討を行うことが合意されました。

それを承けた国際委員会での検討の後、本年一月二十六日の理事・評議員会で協議の後に、開催準備を進めていくことが合意されました。

今後は、この大会が仏教界を担う国際的視野を身につけた人材育成の機会となり、日本の仏教界が世界に於いて指導的役割を果たし、国際的な仏教交流の中核としての機能を果たす端緒とできるように、国際委員会において時期・企画・予算・組織などの具体的検討を進めて参ります。

公益法人制度改革の骨子固まる （危惧される宗教法人への影響）

■ 本会顧問弁護士 長谷川 正浩

平成十六年十二月一日に「公益法人制度改革に関する政府方針」が発表され、これを取り入れた「今後の行政改革の方針」が、十二月二十四日に閣議決定されました。

公益法人の制度改革の議論は、平成十二年十二月一日に閣議決定された「行政改革大綱」にはじまります。ここでは、特殊法人や行政委託型法人等を改革することが主目的でした。ところが、平成十四年三月二十九日の閣議決定以降、公益法人の抜本的改革に議論が移るとともに、公益法人の税制まで取り込んだ議論が行われてきました。前者は、内閣官房の行政改革推進事務局で、後者は政府の税制調査会でそれぞれ議論されてきました。そして、平成十五年五月三十日に与党三党合意のもと、同年六月二十七日の「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（閣議決定）に基づいて、改革協の中に識者会議が設けられ、非営利法人

制度改革のワーキンググループが組織されました。これらの会議は、平成十五年十一月をかわきりに都合二十六回行われました。平成十六年三月には「論点の中間整理」を、同年十月十二日には「非営利法人制度創設に関する試案」が、それぞれ公表されました。そして、同年十一月十九日には、識者会議から「有識者会議報告書」が出されました。この内容が、十二月十九日公表された「公益法人制度改革に関する政府の基本方針」に盛り込まれていきます。これに基づいて、十二月二十四日の閣議決定となったものです。この改革の基本的な特徴は、今までと異なっており、①法人の設立と②公益性の判断を分離したことです。今までは、①と②は所轄庁が一度に判断していました。公益「法人」の設立が認められれば、「公益」法人とされたのです。しかし、それからは、公益性の有無に拘らず準則主義（登記）により簡便に

法人を設立させ、設立した法人に公益性があるかどうかを内閣に民間識者からなる委員会を設置してこの委員会が判断するというものです。

公益性の判断要件として以下の点が掲げられています。

A、法人の目的について、積極的に不特定多数者の利益の実現を図ることを基本とする。

B、法人の事業について、公益的事業の規模は、法人の事業の過半を占めること。収益事業の利益は公益事業のために使用されること。公益事業が営利企業の行う活動を阻害しないこと。

C、法人の規則について、同一親族等が理事・評議員に占める割合を制限すること。解散した法人の残余財産の帰属は、類似の公益目的の法人や国等に限定すること。必要を超えた過大な資金を留保していないこと。原則として、株式等を保有しないこと。

また、適正運営確保の方策として、以下のことを掲げています。

D、理事会、監事を必置機関とする。と等。

E、プライバシーの保護等に留意しつつ、国民一般に対する情報開示の強化を図る。開示事項は、①業務・財産等に関する事項②公益性の判断要件に係る事項③役員報酬に関する事項④管理費の水準等法人の適正運営を確保する

観点から開示が望ましい事項とする。F、判断主体（内閣に設けられる民間識者からなる委員会）も法人が、開示している情報を集約して、インターネットも活用しつつ国民一般に分かりやすく開示する。

G、公益性判断の取消等必要な監督上措置（事業報告書等の定期的な提出、報告徴集・立入検査、命令）を講ずる方向で検討する。

H、判断主体が、一定期間ごとに法人の活動実績を踏まえて公益性の判断の有無を確認する。

以上を踏まえて、平成十八年の通常国会に民法等の法律案が提出される予定です。これは、あくまで民法三十四条法人の改革です。民法三十四条法人の改革ではあるけれども、来るべき宗教法人の制度改革も、右のような基本的枠組みを前提として議論されることは、容易に想像されるでしょう。

宗教法人は、①宗教的側面と②世俗的な側面の二面性をもっています。そして、宗教法人の制度改革で議論されるのは②であって、①ではありません。しかし、①への影響も避けられないのですから、この点を踏まえたうえで、宗教法人の公益性や適正運営等について今から十二分な対応等を考えておかなければならないでしょう。

チャイルドヘルプライン・インターナショナル(CHI)公開フォーラム 「子どもの権利条約が活きるまちづくり」開催

一月二十二日十時より四時三十分まで、国立オリンピック記念青少年総合センターで、NPO法人・チャイルド支援センター及び、全国青少年教化協議会・子ども支援ネットワークが主催し、公開フォーラムが開催された。

チャイルドヘルプライン・インターナショナル(CHI)とは、二〇〇三年に設立された国際ネットワーク機関(本部オランダ)で、世界約六十カ国のセンターが加盟している。

日本では、現在三十四都道府県、五十七団体がチャイルドヘルプラインを開設し、NPOなど市民団体により運営されている。また一九九四年日本政府でも採択された「子どもの権利条約」に基づき、子どもの表現の自由や虐待からの保護、文化的生活等への参加を広く呼びかけている。

はじめに「海外事業に学ぼう!」と題し、各国の代表が現況報告を行った。インドからはジェルー・ビリモリアさん(CHI代表)が、チャイルドヘルプラインを四十二の市町村で実施し、三百六十五日、二十四時間フリーダイヤルで対応していることや、二〇〇一年度実績として一四四万件の電話があり、医療に関する内容や虐待、労働を

強制される児童からの問い合わせが多いと報告。また、資金運営は、七〇%が

政府からの援助で、その他民間企業からの寄付でまかなっていることを述べた。また、日本への要望として、フリーダイヤルの開設や二十四時間体制での対応など意見を述べた。続いて、ニユージーランド、ベトナム、モンゴルの各代表からの事例報告があった。

休憩を挟み、午後からは「子ども支援の社会システム」と題し、パネリストにジェルー・ビリモリアCHI代表、津田玄児弁護士、コーディネーターに神仁全青協主幹によるパネルディスカッションが行われた。

行政の問題やチャイルドヘルプラインの必要性、子どもに関する支援を行っているNPOなど市民団体間での交流、子どもへの対応と現況報告、相談の受けてとなる大人の研修の大事さ等それぞれ意見を述べた。

子どものための支援を様々な形で、子どもたちが多くの選択肢を持てるよう全国各地で活発な活動が出来るよう行動していく旨が話された。

参加者からも多くの質問が寄せられ盛会であった。

第二回 寺院運営成功セミナー

「寺院を発展させる運営と教化」開催される

一月二十四日、第二回寺院運営成功事例セミナー「寺院を発展させる運営と教化」その具体的方法と戦略―が鎌倉新書主催で開催された。

会場となった日本青年館(新宿区)には、当初の定員五十名を上回る約八十名の参加者が集った。

はじめに、清水祐孝鎌倉新書代表取締役社長が「伸びる寺院には共通する原則があった」として、寺院が直面する構造問題や檀信徒を基盤とした宗教法人の運営方法などについて提案。さらに、教義や布教活動についての研究は長い歴史の中で十分行われてきたが、その伝え方や伝える技術については殆ど研究されていないことを強調した。

続いて二名の講師が紹介され、江田真人師(曹洞宗林泉寺住職・東京都文京区)が「新しい地域コミュニティを組織する」と題し、自坊での取り組み事例として坐禅会・茶道会・空手道場などを上げ、檀家の人々に集まっていただくには、型作りを整えることが大切であると明言すると共に、継続性を保つために自分の

得意とすることに取り組み、その中に三分でも五分でも必ずお話を取り入れた企画を考えることが重要だと話された。

また、湯沢宥広師(真言宗豊山派宝蔵寺住職・茨城県三和町)は「檀信徒青年部の組織と寺院活性化」と題し、地域とのコミュニケーションを大切に考え、新本堂建設と同時に檀信徒青年部を設立。参加する喜び、お寺に足を運ぶ楽しさを味わって貰えるように、会議で様々な協議を行い事業計画に取り組んでいるとのこと。なかでも、「青少年研修わくわく寺子屋道場」、「弘法大師をたたえる夕べ」を取り上げ、運営上の工夫について語った。檀信徒青年部を設立することで、「子育て中の人が多く、青少年事業に積極的になる」寺門興隆に寄与できる人材を育成できる。「寺側も積極的に布教を展開できる」と、その成果を語った。

参加者は、メモを取るなど熱心に耳を傾け、テーマへの関心の高さが伺えた。

事務総局録事

十二月(十一月三十一日)

- 十三日▼長崎仏教連合会、東京芝仏教会・救援基金寄付の為来局
- 十四日▼事務総局局内会議
- ▼日本曹溪宗釋泰然管長来局
- 十五日▼全日本仏教青年会坂本師来局
- 十六日▼関西事務局会議、事務総局連絡会議
- ▼真宗大谷派難波別院と人権啓発講演会について打合せ
- 十七日▼国際委員会
- 十八日▼仏教看護ビハーラ学会発会式出席
- 二十日▼同和委員会
- 二十一日▼日宗連理事会、幹事会
- ▼「信教の自由と政教分離七ミナー」出席
- 二十二日▼自由民主党・青山丘組織本部長との懇談会
- ▼事務総局局内会議
- 二十四日▼ルンビニー園マヤ堂考古学報告書打合せ

一月(一〜十日)

- 十一日▼日蓮宗年頭交歓会出席
- 十二日▼法律相談室
- 十三日▼事務総局局内会議
- ▼国際委員会専門部会
- ▼ペマ・ギャルポ師来局
- 十四日▼仏教NGOネットワーク企画
- 委員会出席
- 写真家ダン・ファーバー氏来局
- 十五日▼増上寺新年互礼会出席
- 十七日▼阪神大震災被災者追悼法要
- 十八日▼自由民主党大会出席
- ▼埼玉県佛教会新年懇親会出席
- 十九日▼改革推進委員会
- ▼「同宗連」研修会出席
- 二十日▼文化庁主催「公益法人制度改革説明会」出席
- ▼小泉顕雄政務官祝賀会出席
- ▼日本仏教保育協会・古屋師打合せ
- 二十一日▼立正佼正会・松原氏来局
- ▼事務総局局内会議
- ▼日本仏教保育協会・研修会、懇談会出席
- 二十二日▼タイ南部・津波被災地視察大会公開フォーラム出席
- ▼CHIAアジアパシフィック大会
- 二十三日▼WFBスマトラ沖地震津波犠牲者への追悼法要参列(於バンコク)
- 二十四日▼白幡憲佑元理事長葬儀参列
- ▼鎌倉新書主催・寺院運営七ミナー出席
- 二十五日▼WCRP新春の集い出席
- ▼インド共和国記念日を祝う会出席
- ▼法律相談室
- 二十六日▼理事会・評議員会

▼新年懇親会

二月(一〜十日)

- 一日▼自由民主党各種団体新春懇親会出席
- ▼仏教NGOネットワーク事務局来局
- ▼事務総局局内会議
- 二日▼財団創立五十周年準備記念事業委員会
- 七日▼加盟団体顧問弁護士連絡会
- 八日▼滋賀県仏教会・大会打合せ訪問
- 十日▼人権啓発講演会
- ▼全日本仏教婦人連盟・修正会出席

人事

- 就任 岡野正純(孝道教団)
- 理事 三浦碩運(臨済宗円覚寺派)
- 評議員 安藤正晃(孝道教団)
- 理事 林良道(臨済宗円覚寺派)
- 評議員 林良道(臨済宗円覚寺派)

哀悼

- 白幡憲佑師(本会元理事長) 十二月二十一日遷化 七十三歳
- 浄土宗・光明寺住職 鈴木常俊師 十二月二十八日遷化 八十一歳
- 栃木県仏教会会長 天台宗・日光山輪王寺前門主 蓮生善隆師(本会元副会長) 一月十二日遷化 八十九歳
- 真言宗善通寺派前管長

ルンビニー園マヤ堂修復事業 篤志支援者ご芳名

現在、本事業大詰めの作業である「マヤ堂遺跡考古学発掘調査最終報告書」の発刊等に鋭意努力しております。
長期に亘る難事業推進のため、事業資金が不足を来たしており誠に恐縮ですが皆さまに事業資金のご支援をお願い申し上げます。

- 玖台寺 吉川文隆様 金、十万円
- 長圓寺 不破仁様 金、五十万円
- 金蔵院 眞田有快様 金、五万円

〔篤志の振込先口座番号〕
*郵便局〇〇一三〇一六一三七六〇〇
*加入者名 財団法人全日本仏教会

*銀行口座三井住友銀行浜松町支店
普通預金口座 七七〇三五八
*振込手数料を差し引いてお振込下さい。

●本件に関するお問い合わせ
(財)全日本仏教会事務総局国際文化部
電話〇三(三四三七)九二七五

本会機関誌「全仏」五〇五(一月)号 記事訂正のお詫び

本誌五〇五号(七頁)、賀詞交換に於て、浄土真宗本願寺派の親鸞聖人七五〇回大遠忌準備事務所長・藤下恒庸様と記載する所、誤記いたしました。関係各位の皆様に対してお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正させていただきます。

正 藤下恒庸
誤 下川弘暎

スマトラ沖地震津波災害

タイ南部バンガー県現地視察報告

昨年末、スマトラ沖で発生した大地震及び大規模な津波により、インド洋沿岸部を中心に三十万人を超える方々が亡くなり、今も多くの被災者が救援を待っている状況です。

本会は国連、NGO支援団体等と迅速に情報交換を行い、「救援基金」より、世界仏教徒連盟(WFB)、スリランカ大使館、仏教NGOネットワーク、日本赤十字社、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連世界食糧計画(WFP)に、各百万円を寄託いたしました。

また、一月二十三日に世界仏教徒連盟(WFB)本部で行われた犠牲者に対する追悼法要(本誌四頁掲載)に参列し、前日の一月二十二日、特に被害の甚大であった、タイ南部バンガー県に、壽山良光国際文化部長を派遣し、仏教NGOネットワーク加盟の(社)シヤンティ国際ボランティア会(SVA)協力の下、現地視察を行いました。

同県のバーン・ムアン地区の寺院には当初千体、今も多くの被災者の遺体が安置されています。また、壊滅的な被害を受けたナムケム村では、海岸から船舶が打ち上げられ民家を破壊し、発生時は数百名の遺体が散乱、政府関係者・ボランティアが必死の救助活動を行っていました。



展開しました。

ナムケム村に設置された避難所には当初五千余人が避難。世界各国から七十余の国連、SVAなどのNGO関係者が支援活動を展開しています。報道ではなかなか紹介されませんが、日本の仏教系NGOは被災地で指導的役割を果たし活発に支援活動を展開しています。避難所では現在、仮設住宅建設が進められています。

今後は一過性の対応に終わることなく親を失った子供達の精神的なケア、津波で舟を破壊され職を失った人々、また、タイ東北部、ビルマ(ミャンマー)から出稼ぎに来ていた行方不明の労働者の把握・ケアなど長期的な視点で対応していくことが必要と考えられます。加盟団体各位及び、広く皆様に被災地の現状をお知らせすると共に、引き続き本会「救援基金」への浄財のご寄託をお願い申し上げます。

郵便振替口座
口座名義 財団法人全日本仏教会
口座番号 〇〇一三〇一六一三七六〇〇
お問い合わせ
財団法人 全日本仏教会事務総局

【寄付者】(十二月二〇日~二月八日)
・臨濟宗相国寺派・金峯山修験本宗・時宗・念法真教・東京都仏教連合会・神奈川県仏教会・青森県仏教会・群馬県仏教連合会・山梨県仏教会・大阪府仏教会・長野県仏教会・国際仏教興隆協会・東京北区仏教会・東京滝野川仏教会・滋賀竜王町仏教会・青森蘭庭院・青森称光寺・栃木近龍寺・東京慈眼寺・静岡尊永寺・東京萬福寺・滋賀永雲寺・愛知都路照信・本会新年懇親会
(合計六、三四一、七二七円)

台風災害復興支援 「巖島神社国宝展」開催 ●平家納経(法華経33巻他)を順次展示



法華経 薬王菩薩本事品 第二十三(国宝)

開催日: 3月25日~5月8日 10時~17時月曜休館
会場: 東京芸術大学大学美術館(上野公園内)
観覧料: 大人1200円 高校・大学800円 中学生以下無料
主催: 巖島神社他
【問合せ】読売新聞社文化事業部 TEL 06(6366)1809

「花まつり」ポスターのご案内



1部100円(5枚より)頒布
希望の方は、FAXまたはハガキで下記明記のうえお願いいたします。
①氏名 ②一般・ご寺院
③希望枚数 ④郵便番号・住所
⑤連絡先
【申込み】全日本仏教会財務部
〒105-0011東京都港区
芝公園4-7-4 明照会館2F
TEL 03(3437)9275
FAX 03(3437)3260

「救援金」寄託先のご報告 <11月1日~1月26日>

- ◆新潟中越地震災害への寄託先

新潟県仏教会(見舞金)	30万円(11月1日)
同上(支援金)	300万円(1月26日)
- ◆台風23号及び新潟中越地震、スマトラ沖地震津波災害への寄託先

仏教NGOネットワーク	200万円(1月26日)
-------------	--------------
- ◆スリランカ和平支援事業への寄託先

世界宗教者平和会議日本委員会	100万円(12月17日)
----------------	---------------
- ◆スマトラ沖地震津波災害への寄託先

世界仏教徒連盟(WFB)本部	100万円(1月23日)
スリランカ大使館	100万円(1月26日)
日本赤十字社	100万円(1月26日)
国連高等弁務官事務所(UNHCR)	100万円(1月26日)
国連世界食糧計画(WFP)	100万円(1月26日)

(財)日本宗教連盟主催 第21回「宗教と税制シンポジウム」開催 ●公益法人制度改革と宗教法人への影響

政府が進めている公益法人制度改革の問題点と宗教法人の活動及び税制にどのような影響がもたらされるのか、諸問題について考える。
開催日: 3月10日(木)13時30分~16時
会場: 立正佼正会セレンティーホール(東京都杉並区和田1-3-20)
内容: ①講演「公益法人制度改革 政府の構想の問題点」
講師 松原明氏(シーズ=市民活動を支える制度を作る会事務局長)
②講演「公益法人制度改革 原則課税の問題点」
講師 石村耕治氏(白鷗大学教授)
参加費: 無料
申込み締め切り: 3月4日までに本会事務総局宛にFAXでお申込み
FAX03(3437)3260